

横須賀市報

第 1893 号

発行日	発行所	横須賀市小川町 11 番地
毎月		横須賀市役所
10 日	編集兼	横須賀市長
25 日	発行人	上 地 克 明
	印刷所	(有) 宮 村 印 刷 所

目 次

- 規 則
- ◇許認可等の標準処理期間に関する規則等中一部改正… 15369
- 告 示
- ◇鷹取老人デイサービスセンターの供用の休止について…………… //
- ◇地縁による団体の告示事項の変更について…………… 15370
- ◇道路区域変更及び供用開始について…………… //
- 公 告
- ◇配当計算書の公示送達…………… //
- ◇港湾計画の変更の概要について…………… //
- ◇市民税・県民税ほか 3 件の督促状の公示送達…………… 15372
- ◇市民税・県民税・森林環境税の納税通知書の公示送達…………… //
- ◇固定資産税・都市計画税の納税通知書の公示送達…………… //
- ◇開発行為の工事完了について…………… //
- ◇介護保険料納入通知書の公示送達…………… 15373
- ◇介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の公示送達…………… //
- ◇介護保険料の督促状の公示送達…………… //
- ◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達…………… //
- ◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達…………… //
- ◇国民健康保険料の督促状の公示送達…………… //
- 訓 令 甲
- ◇福祉事務所専決規程中一部改正…………… 15374
- 上下水道局告示
- ◇指定給水装置工事事業者の指定について…………… //
- ◇指定下水道工事店の指定について…………… //
- ◇指定下水道工事店の代表者の変更について…………… //
- ◇指定下水道工事店の所在地の変更について…………… //
- 農業委員会告示
- ◇農業委員会総会の招集について…………… //

規 則

横須賀市規則第63号

許認可等の標準処理期間に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 8 月 13 日

横須賀市長 上 地 克 明

許認可等の標準処理期間に関する規則等の一部を改正する規則

(許認可等の標準処理期間に関する規則の一部改正)

第 1 条 許認可等の標準処理期間に関する規則(平成13年横須賀市規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 5 第 5 項第 5 号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

(福祉事務所長事務委任規則の一部改正)

第 2 条 福祉事務所長事務委任規則(昭和33年横須賀市規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第11号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

(福祉事務所事務分掌規則の一部改正)

第 3 条 福祉事務所事務分掌規則(平成17年横須賀市規則第41 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条生活支援課の部第 7 号及び生活福祉課の部第 3 号中

「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。
(生活保護法施行取扱規則の一部改正)

第 4 条 生活保護法施行取扱規則(平成13年横須賀市規則第40 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「進学準備給付金の支給」を「進学・就職準備給付金の支給の可否」に、「進学準備給付金支給決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給(不支給)決定通知書」に改める。

第 8 条中「進学準備給付金を」を「進学・就職準備給付金を」に、「進学準備給付金支給決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給(不支給)決定通知書」に改める。

第 8 号様式中「(第 5 条第 2 項関係)」を「(第 5 条第 2 項、第 8 条関係)」に改める。

第 8 号様式の 2 を次のように改める。

第 8 号様式の 2 (第 5 条第 3 項、第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

横須賀市福祉事務所長

印

進学・就職準備給付金支給(不支給)決定通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による進学・就職準備給付金を、下記のとおり決定したので通知します。

記

支給の可否

進学・就職準備給付金を支給する場合、支給額、支給日

不支給の場合、その理由

(備考)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

横須賀市告示第 166 号 (令和 6 年 7 月 26 日 掲 示 済)

鷹取デイサービスセンターは、令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、供用を休止します。

令和 6 年 7 月 26 日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市告示第 167 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条の 2 第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和 6 年 8 月13日

横須賀市長 上 地 克 明

地縁団体の名称	代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	
	変 更 前	変 更 後
第一平作町内会	石 黒 俊 幸 横須賀市平作 5 丁目	川 澄 正 明 横須賀市平作 5 丁目

	6 番11号	25番 9 号
--	--------	---------

横須賀市告示第 168 号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 6 年 8 月13日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和 6 年 8 月13日

横須賀市長 上 地 克 明

路 線 名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
3,072	旧	津久井 3 丁目 749 番の11地先から 津久井 3 丁目 690 番の 1 地先まで	メートル 2.7 ～ 3.7	メートル 20.2
	新	津久井 3 丁目 749 番の11地先から 津久井 3 丁目 690 番の 1 地先まで	3.3 ～ 3.7	20.2

公 告

横須賀市公告第 133 号 (令和 6 年 7 月26日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年 7 月26日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 134 号 (令和 6 年 7 月26日 掲 示 済)

港湾法（昭和25年法律第 218 号）第 3 条の 3 第 9 項の規定に基づき、横須賀港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告します。

令和 6 年 7 月26日

横須賀港港湾管理者 横須賀市
代表者 横須賀市長 上 地 克 明

1 港湾計画の変更の概要

平成17年横須賀市公告第87号によりその概要を公告した横須賀港港湾計画について、令和10年代後半における取扱貨物量を 2,202 万トンと想定して変更した事項は、次のとおりです。

(1) 水域施設計画

ア 航路

地 区 名	名 称	水 深 (メートル)	幅 員 (メートル)
平 成 地 区	平成ふ頭航路	5.5	90

イ 泊地

地 区 名	水 深 (メートル)	面 積 (ヘクタール)
長 浦 地 区	7.5	3
	5.5	1
新 港 地 区	12.0	1
	9.0	3
久 里 浜 地 区	7.5	4
	5.5	2

ウ 航路・泊地

地 区 名	水 深 (メートル)	面 積 (ヘクタール)
新 港 地 区	12.0	9

(2) 外郭施設計画

防波堤

地 区 名	名 称	延 長 (メートル)
久 里 浜 地 区	長瀬 4 号防波堤	90
久 里 浜 地 区 (既設撤去)	長瀬 3 号防波堤	85

(3) 係留施設計画

岸壁

地 区 名	公共用又は専用の別	水 深 (メートル)	延 長 (メートル)	用 途
長浦地区	公共用	7.5	140	一般船用
		5.5	100	
新港地区	公共用	10.0	300	自衛艦用
		12.0	290	一般船用
久里浜地区	公共用	9.0	260	
		7.5	280	一般船用
		5.5	100	

(4) 臨港交通施設計画

道路

名 称	起 点	終 点	車線数
臨港道路長浦海岸線	市道7525号	新長浦ふ頭	2
臨港道路長浦岸壁線	市道7525号	新長浦ふ頭	2
臨港道路新港第 2 突堤線	新港第 2 突堤 1 号線	新港第 2 ふ頭	2

(5) 港湾の環境の整備及び保全

ア 自然的環境を整備又は保全する区域

横須賀港において、人と自然が共生する良好な港湾環境の形成を図り、海域環境の向上、海の利用の拡大及び東京湾環境の向上に資するための「自然的環境を整備又

は保全する区域」を定める。
イ 港湾環境整備施設計画
（ア） 海浜

地 区 名	延 長（メートル）
走 水 地 区	900
浦 賀 地 区	390
野 比 地 区	1,000

（イ） 緑地

地 区 名	面 積（ヘクタール）
長 浦 地 区	1
平 成 地 区	2
浦 賀 地 区	1

（6） 土地造成及び土地利用計画

ア 土地造成計画

地 区 名	面 積（ヘクタール）	用 途
長 浦 地 区	2	埠頭用地
新 港 地 区	11	埠頭用地
	3	港湾関連用地
	1	交通機能用地
平 成 地 区	2	緑地
久 里 浜 地 区	2	埠頭用地

イ 土地利用計画

地 区 名	面 積（ヘクタール）	用 途
追 浜 地 区	1	埠頭用地
	145	工業用地
	5	緑地
深 浦 地 区	1	埠頭用地
	1	緑地
長 浦 地 区	5	埠頭用地
	7	港湾関連用地
	6	都市機能用地
	1	交通機能用地
	1	緑地
本 港 地 区	1	埠頭用地
	1	都市機能用地
	1	交通機能用地
新 港 地 区	19	埠頭用地
	3	港湾関連用地
	4	交流厚生用地
	2	都市機能用地
	6	交通機能用地
	1	緑地
平 成 地 区	5	埠頭用地
	4	港湾関連用地
	13	都市機能用地
	5	交通機能用地

大 津 地 区	8	緑地
	1	埠頭用地
	1	緑地
走 水 地 区	1	埠頭用地
鴨 居 地 区	1	埠頭用地
	1	交通機能用地
浦 賀 地 区	1	埠頭用地
	11	交流厚生用地
	7	工業用地
	1	都市機能用地
	2	交通機能用地
	2	緑地
久 里 浜 地 区	11	埠頭用地
	5	港湾関連用地
	68	工業用地
	3	都市機能用地
	2	交通機能用地
	1	緑地

（7） 港湾の効率的な運営に関する事項

新港地区及び久里浜地区において、市街地に隣接することを踏まえ、客船寄港やイベントなど交流・観光分野のニーズを十分把握し、物流との両立を図るため、安全かつ効率的な運営体制の確立に取り組む。

（8） その他の計画

ア 小型船だまり計画

地 区 名	名 称	港 湾 施 設
長 浦 地 区		物揚場
新 港 地 区	新港船だまり	防波堤
走 水 地 区	走水本港船だまり	防波堤
浦 賀 地 区	浦賀第 3 船だまり	小型栈橋、埠頭用地
久 里 浜 地 区	長瀬船だまり	泊地、物揚場
	久里浜第 4 船だまり	岸壁

イ 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

（ア） 岸壁

地 区 名	公共用又は専用の別	水 深（メートル）	延 長（メートル）
新 港 地 区	公 共 用	12.0	290
		9.0	260
新 港 地 区（既 設）	公 共 用	10.0	400

（イ） 航路

地 区 名	名 称	水 深（メートル）	幅 員（メートル）
新 港 地 区（既 設）	新 港 航 路		350

（ウ） 泊地

地 区 名	水 深 (メートル)	面 積 (ヘクタール)
新 港 地 区	12.0	1
	9.0	3
新 港 地 区 (既 設)	10.0	

(エ) 航路・泊地

地 区 名	水 深 (メートル)	面 積 (ヘクタール)
新 港 地 区	12.0	9

(オ) 臨港道路

名 称	起 点	終 点	車線数
臨港道路新港 第 2 突堤線	新港第 2 突堤 1 号線	新港第 2 ふ頭	2

ウ 大規模地震対策施設計画

(ア) 岸壁

地 区 名	公共用又は専用 の別	水 深 (メートル)	延 長 (メートル)
長 浦 地 区	公 共 用	7.5	140
新 港 地 区	公 共 用	9.0	260
		10.0	400

(イ) 埠頭用地

地 区 名	面 積 (ヘクタール)
長 浦 地 区	1

(ウ) 道路

名 称	起 点	終 点	車線数
臨港道路長浦 海岸線	市道7525号	新長浦ふ頭	2
臨港道路新港 第 2 突堤線	新港第 2 突堤 1、2 号線	新港第 2 ふ頭	2
臨港道路小川 三春線	国道16号	新港ふ頭	4

エ 利用形態の見直しの検討が必要な区域

浦賀地区においては、平成15年 3 月に造船所が操業を停止し、令和 3 年 3 月にはその一部である浦賀レンガドック周辺部の土地が横須賀市へ寄附された。同寄附地については、現在多くのイベントが開催されるなど、交流・賑わいの空間として利活用されており、今回計画において交流厚生用地に変更するが、残りの工業用地についても、令和 6 年 3 月に浦賀駅周辺地区の利活用に関する協定を締結したため、今後、一体的な検討を進めていくことを踏まえ、引き続き「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を位置付ける。

オ 将来の港湾整備を検討する区域

東京湾口部に位置する特徴を活かし、首都圏における国内物流の一端を担うため、今後、将来の横須賀港における内貿ユニットロード拠点の充実、拡大を図ることとし、久里浜地区において、引き続き「将来の港湾整備を検討する区域」を位置付ける。

具体的には、ポートセールスにより首都圏と各地を結ぶ航路の需要を掘り起こすとともに、新規航路の誘致を推進し、フェリー・RORO 船航路の拠点として横須賀港の地位を確立する。

また、既存施設を有効活用した暫定供用など柔軟な運用も視野に入れて整備コスト削減に努めつつ、港湾整備の実現性の向上を図るものとする。

2 港湾計画の縦覧場所

横須賀市小川町11番地

横須賀市港湾部港湾整備課

横須賀市公告第 135 号 (令和 6 年 8 月 2 日)
(掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年 8 月 2 日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発 付 年 月 日
令和 5 年度	市 民 税 県 民 税 (普 通 徴 収)	第 4 期 分	令和 6 年 7 月 5 日
	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	第 4 期 分	令和 6 年 3 月 22 日
令和 6 年度	市 民 税 県 民 税 (普 通 徴 収)	5 月 随 時 分	令和 6 年 6 月 27 日
	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	第 1 期 分	令和 6 年 6 月 27 日
	軽自動車税 (種 別 割)	全 期 分	令和 6 年 6 月 27 日

(別紙略)

横須賀市公告第 136 号 (令和 6 年 8 月 2 日)
(掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年 8 月 2 日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和 6 年度	市 民 税 県 民 税 森 林 環 境 税	定期賦課分

(別紙略)

横須賀市公告第 137 号 (令和 6 年 8 月 2 日)
(掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年 8 月 2 日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和 6 年度	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	定期賦課過年度分

(別紙略)

横須賀市公告第 138 号 (令和 6 年 8 月 6 日)
(掲 示 済)

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 6 年 8 月 6 日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付 年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和 4 年 8 月31日 令 4 開第 4 号	令和 6 年 7 月29日 令 6 第 8 号	横須賀市秋谷 3 丁目 341 番 3 ほか 7 筆	横浜市中区本町四丁目40番地 株式会社大藤不動産 代表取締役 戸 熊 敦 哉

~~~~~

横須賀市公告第 139 号（令和 6 年 8 月13日  
掲 示 済）

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年 8 月13日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 科 目        | 備 考                                   |
|---------|------------|---------------------------------------|
| 令和 6 年度 | 介護保険料納入通知書 | 6 月分及び 7 月分の納期限は、令和 6 年 9 月 2 日に変更する。 |

（別紙略）

~~~~~

横須賀市公告第 140 号（令和 6 年 8 月13日
掲 示 済）

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年 8 月13日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	発付年月日
令和 6 年度	介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書	令和 6 年 6 月17日

（別紙略）

~~~~~

横須賀市公告第 141 号（令和 6 年 8 月13日  
掲 示 済）

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年 8 月13日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 種 別       | 月 別   | 発付年月日         |
|---------|-----------|-------|---------------|
| 令和 6 年度 | 介 護 保 険 料 | 4 月 分 | 令和 6 年 5 月30日 |
|         |           | 5 月 分 | 令和 6 年 6 月28日 |

（別紙略）

~~~~~

横須賀市公告第 142 号（令和 6 年 8 月13日
掲 示 済）

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年 8 月13日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和 5 年度	国民健康保険料決定通知書	3 月分及び 5 月分の納期限は、令和 6 年 9 月 2 日に変更する。
令和 6 年度		6 月分及び 7 月分の納期限は、令和 6 年 9 月 2 日、同月 30 日、同年10月31日、同年12 月 2 日、令和 7 年 1 月 6 日、同月31日、同年 2 月28日及び同年 3 月31日に変更する。

（別紙略）

~~~~~

横須賀市公告第 143 号（令和 6 年 8 月13日  
掲 示 済）

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年 8 月13日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 科 目          | 備 考                            |
|---------|--------------|--------------------------------|
| 令和 5 年度 | 国民健康保険料変更通知書 | 減額分                            |
| 令和 6 年度 |              | 5 月分の納期限は、令和 6 年 9 月 2 日に変更する。 |
| 令和 6 年度 |              | 減額分                            |

（別紙略）

~~~~~

横須賀市公告第 144 号（令和 6 年 8 月13日
掲 示 済）

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年 8 月13日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発 付 年 月 日
令和 5 年度	国民健康保険料	10 月 分	令和 5 年11月30日
令和 6 年度		5 月 分	令和 6 年 6 月28日

(別紙略)

訓 令 甲

横須賀市訓令甲第12号

福祉事務所専決規程（平成17年横須賀市訓令甲第 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 8 月13日

横須賀市長 上 地 克 明

第 4 条第10号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第27号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和 6 年 8 月13日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代 表 者 名	所 在 地	指定年月日	有効期限
658	一恵住宅サービス株式会社	井 田 温	東京都八王子市加住町一丁目 253 番地 1	令和 6 年 7 月11日	令和11年 7 月10日
659	英輝総業株式会社	芦 澤 英 将	小田原市小竹 735 番地の49	令和 6 年 7 月18日	令和11年 7 月17日

横須賀市上下水道局告示第28号

横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第 6 条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第 2 条の規定に基づき、令和11年 3 月31日まで次に掲げる工事店

を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和 6 年 8 月13日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
須 439	英輝総業株式会社	芦 澤 英 将	小田原市小竹 735 番地の49	令和 6 年 7 月18日

横須賀市上下水道局告示第29号

令和 6 年横須賀市上下水道局告示第14号により指定した指定下水道工事店株式会社金子産商湘南は、次のとおり代表者を変更しました。

令和 6 年 8 月13日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名		所 在 地
		新	旧	
須83	株式会社金子産商湘南	金 子 武 史	金 子 久 雄	横浜市金沢区東朝比奈三丁目16番 2 号

横須賀市上下水道局告示第30号

令和 5 年横須賀市上下水道局告示第42号により指定した指定下水道工事店ショウエイ設備工業は、次のとおり所在地を変更しました。

令和 6 年 8 月13日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名	所 在 地	
			新	旧
須 432	ショウエイ設備工業	松 原 英 生	横須賀市衣笠栄町 4 丁目21番 地	横須賀市金谷 2 丁目12番 1 － 406 号

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第 8 号（令和 6 年 8 月 1 日）

令和 6 年 第 8 回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集し

ます。

令和 6 年 8 月 1 日

横須賀市農業委員会
会長 岩 澤 健 和

- 1 日時 令和 6 年 8 月13日午後 3 時
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所 302 会議室

- | | |
|---|--|
| <div>3 会議に付議すべき事項</div> <div>(1) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による農用地利用集積計画について</div> <div>(2) 農地法第 3 条の規定による許可申請について</div> <div>(3) 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に係る進達について</div> <div>(4) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について</div> <div>(5) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について</div> | |
|---|--|